

令和5年12月定例教育委員会 会議録

12月定例教育委員会を令和5年12月22日（金）午前10時 市役所301会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴  
委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 長谷川教育部長 小幡子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹 山田統括主査  
野口指導主事 酒井指導主事

【文化スポーツ課】 坂野課長

【子ども未来課】 上原課長

【総務課】 舟橋課長 高橋課長補佐

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

---

◆次第

- 1 開会
  - 2 教育長報告  
(前回会議録の承認)
  - 3 付議事件の審議
    - 第41号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の解消に係る協議について
    - 第42号議案 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について
  - 4 通信及び請願
  - 5 協議・連絡
    - (1) 後援名義使用承認に関する報告
    - (2) 令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
    - (3) 1月・2月行事予定表について
    - (4) 令和5年11月定例議会について
    - (5) 犬山市教育委員会基本条例の一部改正について
    - (6) いじめ防止に向けて
  - 6 自由討議
  - 7 その他
  - 8 閉会
-

◆議事内容

	<b>開 会</b>
教 育 長:	ただ今より12月定例教育委員会を開催します。
教 育 長:	<p style="text-align: center;"><b>教育長報告</b></p> <p>皆さんおはようございます。今朝はこの冬一番の冷え込みということで、初めて氷点下の朝を迎えています。本年最後の定例教育委員会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて12月4日に、半田市で中2の女子生徒が隣の席の男子生徒をナイフで切りつけてけがを負わせるという事件がありました。幸い命に別状はなかったようですが、女子生徒は殺人未遂と銃刀法違反の疑いで書類送検されています。詳しい状況はわかりませんが、ナイフを数本持って登校していることから、恐らく積もり積もったもの、耐えかねて起こった事件ではないかと推測しています。いかなる理由があろうと、暴力あるいは暴言によって相手の心や体に傷を負わせるという行為は、決して許されるものではないと思います。</p> <p>明日から冬休みに入ります。学校現場での事件事故は回避できますが、家庭や地域での事件事故が非常に心配な状況です。すべての子ども、先生方が無事に令和5年を締めくくって、すがすがしいさわやかな気持ちで令和6年を迎えていただけることを強く願っています。</p> <p>それでは12月の定例会を始めさせていただきます。</p>
教 育 長:	今回付議事件として2つの議案がありますが、この2件は非常に関係が深いものなので、同時に一括提案させていただきます。
教 育 長:	<b>第41号議案・第42号議案</b>
教 育 長:	第41号議案「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の解消に係る協議について」、第42号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、事務局お願いします。
大黒課長:	令和6年度に予定している市の機構改革にあたり、地方自治法第180条の2に基づき、第41号議案は、市長から当委員会が受けている子ども未来課が所管する事務の委任及び補助執行の一部を解消するための協議に同意する必要があります。第42号議案については、同法第180条の7に基づき、当委員会の権限に属する子ども未来課が所管する犬山幼稚園に関する事務について市長の補助機関である職員に補助執行させるため、市長に協議をする必要があります。機構改革については総務課課長が出席していますので、説明申し上げます。
舟橋課長:	令和6年度に向けて、大きく4つの件について市役所の組織の変更をしていこうと考えています。今回の議案に対する関係では「子ども未来課の分割及び市長部局への移管」になりますので、詳しいところは課長補佐から説明させていただきます。
課長補佐:	子ども未来課と学校教育課が連携をしていこうということで、平成

28年度以降子ども未来課を教育委員会に所管変更し、市長の権限に属する保育の部分を権限の委任や補助執行として教育委員会の職員である子ども未来課の職員にやってもらっています。今回、先の総合教育会議でも市長からお話させていただきましたが、令和6年度に予定している機構改革において、教育委員会関係としては文化スポーツ課を分割したり、子ども未来課を分割した上で市長部局の健康福祉部に移管させたいということでお話させていただきました。

第41号議案については、子ども未来課の健康福祉部への移管に伴い、平成28年度にお願いした市長権限の委任と補助執行を解消させていただきたいということで協議させていただくものです。委任を解消する事務は「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第2条及び第5条に係るもの、当時お願いした業務をそのまま市長部局の方でやらせていただくために委任及び補助執行を解消するものです。解消する年月日は令和6年4月1日を予定しています。

それから、「犬山市決裁及び代決規定」第13条に「教育委員会に関するものにあつては教育委員会事務局の職員に補助執行させるものとする」という記載がありますが、この部分の補助執行に関する規則が独立してあります。補助執行は何をやっていただくかを特定した上でお願いするものなので、包括してお願いするものは何かを拡大するため、

- ・所掌事務に関する予算の執行に関すること
- ・教育財産の取得及び処分に関すること
- ・所掌事務に係る契約の締結に関すること
- ・山の田公園、羽黒中央公園及び木曾川犬山緑地に係る運動施設の管理運営に関すること
- ・スポーツ表彰に関すること

これらが教育委員会に補助執行していただくものということで、しっかり明記してお伝えさせていただきたいと思います。今後は、教育委員会の協議の後、この内容を踏まえて「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」を改正させていただきたいと思っています。

続いて第42号議案は逆の方、教育委員会の権限に属する事務を市長部局で補助執行させていただくための協議です。子ども未来課を市長部局に移管することに伴い、平成28年度以降子ども未来課として事務を行っている犬山幼稚園に関しても、子ども未来課と同様に市長部局の子ども未来課として幼児教育もやらせていただきたいと思っています。幼稚園は学校教育法に基づく教育委員会の権限に属するものになりますので、市長部局で補助執行させていただくという形で新たに規則の整備をお願いしたいので、協議させていただきます。補助執

	<p>行させていただく事務としては、犬山幼稚園に関する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置、廃止及び変更に関すること</li> <li>・財産の管理に関すること</li> <li>・施設及び設備の整備に関すること</li> <li>・組織編制、教育課程及び学習指導に関すること</li> <li>・入園及び退園に関すること</li> <li>・その他犬山幼稚園に関すること</li> </ul> <p>とし、開始する年月日は令和6年4月1日をお願いできればと思っています。今後については協議の後、「犬山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を教育委員会の規則として整備をお願いできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
教育長:	<p>現在のスタイルになったのが、平成28年の4月です。その時にもおそらく逆の協議がされていると思います。今年度国に子ども家庭庁が新設され、福祉関係の方と繋がりが強いものですから、今後事務的なことを進めていく上では、教育委員会に子ども未来課を置くよりも市長部局へ戻した方が事務が円滑に進むというようなことを、子ども未来課から説明を受けました。なるほど仕事がしやすい方がいいだろうということで、私もこれはやむを得ない状況なのかなと理解しました。簡単に言うと、子ども未来課は健康福祉部の方へ行きますが、例えば読解力というようなこれまでやってきたことについては繋がりを大事にした方がいいねということになります。</p> <p>ご意見、ご質問、心配になることがあればお伺いしたいと思います。</p>
堀委員:	<p>内容については連携していかなければならない部分もあるので、それがしっかりできれば事務的にやりやすいところを優先すればいい。難しいところがあるので、これでいいと思います。</p>
教育長:	<p>これがベストかどうかわかりませんが、おそらく今よりはベターだろうと思います。</p>
教育長職務代理人:	<p>例えば教育部ではないとなると、議会答弁はどうなるのでしょうか。内容によっては教育部になるのか、補助執行というのはどういう位置付けですか。</p> <p>もう一つ、スポーツ交流課というのが、例えば名古屋市であれば教育委員会から外れているというような事例の都市が結構あると思いますが、そのあたり、教育部に残って教育的な繋がりとというのがどれぐらいなのか伺いたいと思います。</p>
教育長:	<p>一点目は、例えば議会で今までの子ども未来課関係のことに質問があった時にどちらが答弁するのかということですね。多分質問の内容にもよるとは思いますが。</p>
大黒課長:	<p>今もそうですが、同じ質問でも担当課が複数に分かれる場合はそれぞれの部署で答えたり、まとめて答えたり、ケースバイケースです。</p>

教 育 長:	<p>二点目のスポーツ交流課関係ですが、全国的に見ると、生涯学習については教育委員会に置くよりも市長部局へ置く自治体が多いように聞いています。今回の機構改革については、総務課で答えていただけますか。</p>
課長補佐:	<p>教育部でなければ議会の答弁はどうなるのかというのは、内容による部分もありますが、基本的には保育園、幼稚園、子ども未来園に関して質問をいただいた場合は、今子ども・子育て監として教育委員会に所属されていますが、健康福祉部の方で子ども・子育て監という形を考えていますので、小幡先生に答弁いただく形になろうかと思えます。</p> <p>スポーツ交流課は、名古屋市等教育委員会から市長部局へというのが結構近隣であるというのは我々も把握しています。それも踏まえて市長もどちらが良いか考えていますが、今回に関してはスポーツ交流課、文化推進課に関しても、教育委員会で一緒にやっていただきたいという形になっていますので、機構改革については、子ども未来課のみの異動で進めています。</p>
教 育 長:	<p>今文化スポーツ課が抱えている内容が、文化関係とスポーツ関係のことで大変です。これを文化の部門とスポーツの部門とに分けたほうが仕事がやりやすいだろうということもあって、文化推進とスポーツ交流との2課に分けるという案です。</p>
木澤委員:	<p>幼児から児童生徒というように繋がっているのがすごくいいなと、ここに入って思いました。定例教にも出てくださるということなので、そういう意味ではつながりを持っていられるのでよかったですと思えます。</p>
教 育 長:	<p>例えば小学生が児相に保護されたという事案が出ると、子ども未来課に連絡がいきます。対象の児童生徒は小中学生であれば当然連絡を取らざるを得ないので、実質的な部分では多分今までとそんなに変わらないと思えます。ただ、国県とのやりとりで補助金あるいは公金等色々関係がありますので、それについては、健康福祉部にいた方がやり取りがしやすいということです。</p> <p>他どうですか。よろしいですか。</p> <p>二つ一括提案をしてもらいましたので、ご面倒ですが一個ずつ承認をいただきたいと思えます。</p> <p>では、第41号議案「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の解消に係る協議について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	<p>異議なし。</p>
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第42号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	<p>異議なし。</p>
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p>

	<b>通信及び請願</b>
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
	<b>協議・連絡</b>
教 育 長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
坂野課長:	令和5年1月14日から12月11日の期間に後援名義使用を承認した事業は継続事業1件で、新規事業はありませんでした。 承認した事業は「第25回犬山市文化協会美術部新春展」で、犬山市文化協会美術部に所属する日本画、洋画、書、工芸、写真など各分野の団体が日頃の活動成果を披露するものです。南部公民館1階の展示室において、1月10日から14日の間に開催されます。
教 育 長:	ご意見ご質問おありでしょうか。よろしいですか。 次に「令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。
大黒課長:	今回要保護及び準要保護の方は認定数3世帯、児童数5名、世帯の所得超過等により2世帯、4名は不認定とさせていただきました。 また特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に在籍する児童生徒の方と通常学級に在籍して障害のある児童の方に、要保護及び準要保護と同じく給食費などを支給するものです。今年度は118名を対象とさせていただきました。実際の支給額については、世帯の収入に応じて決定させていただくこととなります。
教 育 長:	これについて何かご意見ご質問ありますか。よろしいですか。ではお認めをいただいたと理解させていただきます。 次に「1月・2月行事予定表について」、事務局お願いします。
野口 指導主事:	1月9日から授業が始まります。1月23日から私立高校の入試が始まり、同時期に中学校、小学校の入学説明会が予定されています。2月になると、6日から公立高校の推薦入試が始まります。その他、各中学校で定期考査が予定されています。2月22日、26日、27日と公立高校の学力検査及び面接が予定されています。頑張っしてほしいと思います。 1月19日、2月27日に定例教育委員会を予定しています。2月11日、2月25日にそれぞれいぬやまランニングフェスティバル、読売犬山ハーフマラソンが予定されています。その他の市の行事も沢山予定されていますので、ご承知おきください。
教 育 長:	1月2月をご覧いただきますと、進路の関係がずっと続きます。これを見ると本当に年度末が近づいてきたなと思います。 何かご質問おありでしょうか。 次に「令和5年11月定例議会について」、事務局お願いします。

<p>教育部長：</p>	<p>教育委員会の提出議案として、前回の定例教でお示しした条例案件1件と人事案件1件、補正予算及び新橋爪五郎丸子ども未来園の工事に係る債務負担行為補正案件2件を上程しました。最終日には国の臨時交付金を活用して小学校、中学校全学年の給食代について、1月から3月までの3か月無料にするという補正予算も提出させていただきました。今週水曜日が最終日でしたが、その議案を含めて全て可決いただきました。</p> <p>一般質問については、13人の議員から教育委員会の所管業務の質問をいただきました。詳しい内容と質問内容、答弁内容につきましては、資料でご確認いただきたいと思います。</p>
<p>教育長：</p>	<p>何かご意見ご質問おありでしょうか。よろしいですか。</p> <p>次に「犬山市教育委員会基本条例の一部改正について」、事務局お願いします。</p>
<p>大黒課長：</p>	<p>令和6年度機構改革に伴い「犬山市教育委員会基本条例」を改正する必要がありますので、次の5点についてご協議いただきたいと思います</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①前文にある「生涯にわたって」という文言について</li> <li>②前文及び第2条第2項第2号にある「保育」という文言について</li> <li>③第2条第2項第1号について</li> <li>④犬山市子ども・子育て会議条例に関する部分について</li> <li>⑤児童福祉施設に関する部分について</li> </ul> <p>順番が逆になりますが、④と⑤については、教育委員会の所管から外れるので改正させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>①は、「生涯にわたって」という文言が前文のところに2箇所あります。昨年改訂した教育大綱では削除されたところで、教育大綱に合わせて削除するのか、基本条例としてはこのまま残すのかご意見をいただきたいと思います。</p> <p>②は、前文と第2条第2項第2号にある「保育」という言葉を、子ども未来課の関係で保育業務がなくなるので削除するか、そのまま残すかということ。</p> <p>③は、この基本条例は今の4課体制を想定した括りになっているところもあって、条例が制定された時には第1号は子ども未来課を、第2号は教育環境を整える学校教育課を中心に整備されたのかなというのがあり、ここの文言を整理するかご協議いただきたいと思います。</p> <p>昨年ご協議いただいた『第三次犬山市教育振興基本計画』については具体的な課の名前がありますので、基本条例の基本的な枠組みを決めていただいた後に、改訂に着手していきたいと思っています。</p>
<p>教育長：</p>	<p>事務局から5点にわたって、協議をしていただきたいと思いますということで出されています。</p>

	<p>1点目。「自ら学ぶ力」を定義するにあたり「生涯にわたって」という文言が入っていたわけですが、「自ら学び続ける」という表現に含まれるのではないかということで、これまでご議論いただいて文言を消した経緯があります。従ってこの基本条例の中でも「生涯にわたって」という言葉をあえて入れなくてもいいじゃないかということですが、これについてどうでしょうか。意思表示をお願いします。</p> <p>切ってもいいのではないかという方がほぼ全員です。では、ここでの意見としては切る方向で確認しました。</p> <p>では、2番の「保育」という文言について。</p>
堀 委 員:	<p>「保育」を抜くのか抜かないかということですよ。今保育園とか幼稚園で基になるのが教育要領と保育指針で、中身はほぼ一緒なんです。それと認定なんかも今後できると思うと、このままでいいのではないかと思います。幼稚園が教育だけか、保育所が保育だけかという、今そんな時代ではないので、こういう教育・保育というのは並びであればいいと思います。</p>
教 育 長:	<p>教育と保育を切り離すのではなく、一つのものとして捉えた方がいいのではないかということですね。</p>
木澤委員:	<p>書面ってすごく大切です。見返したときに「保育」が入っていることがこれから必要な。私もやはり残しておいた方がいいと思います。</p>
渡邊委員:	<p>今回の機構改革が事務的な効率化を求めているのが前提であるなら、先ほどの「自ら学び育てる」というところでいけば、一緒の方がいいと思います。</p>
教育長 職務代理人:	<p>私はなくした方がいいと思います。これは法的な部分の処理であって、条例なので教育六法に載るんです。全国的にこの文章が記載されるので、保育の部分は犬山市はやってないじゃないですかという指摘があるかもしれません。これは基本的に条例としての案ですので、『犬山かがやきプラン』とはちょっと違うもので、施策等の部分ではないということ踏まえると、保育は削除するものかなと捉えています。</p>
小倉委員:	<p>子育てにおいて保育と教育は連動していると思います。ルールとしてという意味なら切った方がいいのかもしれませんが、犬山の思いとしてつながっているというのを入れるのであれば、ここに残しておきたいという気持ちはあります。</p>
教 育 長:	<p>今のお話でいくと3. 5対1. 5。 最終的にはこれは条例なので、条例を定めるには、議会で承認を得なければならないものですからね。</p>
教育長 職務代理人:	<p>「保育」が内容として必要だというのはわかります。言葉自体が条例としてどうなのか、入れてはいけないのか事務局の見解を伺いたいです。</p>
教 育 長:	<p>全部が全部福祉部局にってしまうのではなく、今までの幼保と小中</p>



	<p>の繋がりは残っていくわけだから、あっても別におかしくないだろうし、むしろあった方が今までやってきたことについてはこれからも大事にしてやっていきますということを意味合いとして残していけるかもしれないという気がしないわけではないです。どうしても入れてはいけないということではないですね。これはここで決めますか。</p>
大黒課長:	<p>そうですね。文言は、ご意見として整理していただきたいと思います。</p>
上原課長:	<p>残したいという意味で言っているわけではありませんが、犬山幼稚園は補助執行という形で今後は福祉部局の方で事務を進めていきます。実態としては変わりません。ただし、今犬山幼稚園で行っていることが幼児教育だけなのかというと、いわゆる預かり保育という教育をするだけではない業務もあります。幼稚園には「教育」という文科省から委嘱されている業務と「保育」も業務としては一部あるということで、大きな意味での幼児教育、保育という仕掛けの考え方もあるのではないかと考えています。</p>
堀 委員:	<p>私たちの仕事の一番基になる「保育指針」とか「教育要領」では、教育は教育、保育は保育というように今は本当に流れていないんです。「教育要領」という幼稚園をやる国の基になっているところは、やっぱり「保育」「教育」とは分けていなくて、実際、幼稚園にしる保育園にしる生活の中でやっていることなので、言葉を分けること自体が本当はおかしいと思います。ここに残すか残さないかということになれば、やっぱり残さなきゃいけないことだろうし、今から先、例えば両方ともあるものが認定できるということになるとごちゃごちゃしてくるので、保育は入れた方がいいと思います。</p>
教 育 長:	<p>あとはこれで奥村委員がご理解をいただければ。</p>
教育長職務代理者:	<p>大丈夫です。</p>
教 育 長:	<p>頑固に反対をしようというのではなく、多分法的な目からのご指摘だと思います。大勢の意見としては、このまま「教育及び保育」という一つの捉え方をして残していくということによろしいですか。</p> <p>3番についてはどうでしょうか。</p> <p>「子育て環境」というと小学校でも中学校でも関わってきてはいますね。何も「子育て」は幼保になり得ないという気がしますが、どうですか。あえて外す必要はないのかなという気がするのですが。皆さん聞いていらっしゃると思います。そのまま残していったらどうかということですので、意見がまとまったということにしたいと思います。</p> <p>4番。「犬山市子ども・子育て会議条例第3条第2項に規定する犬山市子ども・子育て会議の委員」。これは、令和6年度から市長部局の所管となり、実質的に教育委員会が招集するわけではなく健康福祉部で会を作っていただくことになるので、取った方がいいんじゃないかという</p>

	<p>ことです。これについてはどうですか。よろしいですか。では、これはカットしましょうということです。</p> <p>同じように5番についてはどうですか。児童福祉施設の設置及び廃止もそうですね。これも教育委員会がどうこうすることではなく市長部局が行うことなので、5番についても削除すると。</p> <p>確認をしたいと思います。5点挙がっていましたが、</p> <p>①カットする</p> <p>②残す</p> <p>③残す</p> <p>④カットする</p> <p>⑤カットする</p> <p>ということで、お考えをまとめてみるとこれでよろしいですね。</p> <p>これについて何かおっしゃりたいことありますか。</p>
教育長職務代理者:	<p>2つ提案させていただきたい部分があります。</p> <p>1点目は、第3条第2項「教育委員会の委員は、様々な分野から幅広く人材を得ることとし、任期は2期8年を目安とします」という、この任期の「2期8年」が妥当であるかということ。</p> <p>2点目は、第4条第1項第1号「教育委員会の会議を主宰すること」の「主宰すること」を、「原則として」とか「緊急時は職務代理が主宰」というように、今後何か緊急なことがあった時のために、担保として文言を何かしておくことが必要ではないかと思って、提案させていただきたいと思いました。</p>
教育長:	<p>これについては、条例ができた時からいろいろ議論があったように思います。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中でも、委員の任期は、1期4年というのが原則で書かれている。2期8年と明記しているのは、恐らく犬山市教育委員会基本条例だけだと思います。これについて皆さんどう思われますか。なかなか公式の場では意見が出づらい部分もあるとは思いますが。</p>
堀委員:	<p>メンバーはいっぺんになっていっぺんに辞めるのではなく、少しずつ動きますよね。メンバー構成の中での話ですけれども、例えばこの方にもう少しいただくと、ここの中が上手くいくのになあと思ったりはします。ただ、大抵は抜けると同じ立場の方が入られるので、そうなるのでうまくいくのかなとは思いますが。メンバーの入れ替わりのことをいろいろ思うと8年という規定があった方がいいのか、ない方がいいのか少し考えることはあります。</p>
小倉委員:	<p>組織として考えた時、入れ替わりがあった方が清浄なる組織のものもあるかなと考えると、ずっと残られたらいい人もいれば入れ替わった方がいい人もいたり、その時に期限が決まっていたら上手に切り換えがで</p>

	<p>きるのかなと思います。一人一人のケースに合わせるわけにはいかない ので、人それぞれで決めていくという意味で、1期何年にして何期か続 けていただくという形が一番網羅できるのかなと思いました。</p>
渡邊委員:	<p>例えば普通の会社だったら、1年で入れ替わっても組織の活性化とい うことで年度年度で色々やっていますが、いざ教育、子育てとなると 1年で結論が出ないことが多いので、ある程度継続期間がある中でやっ ていく方がいいと思います。それが何年という縛りをどこまでつけるか というと、本当に先程の「生涯にわたって」ではないですけど、ずっ と継続案件でやっていかなければならない部分があれば、縛りを全部取 ってしまうのも一つの方法ではあると思います。ただ、どこかで線引き をするとすると1期4年では正直短いと思うので、2期8年というのは 妥当なところではあるのかな。2期で辞めるのではなく、継続していて もらいたい人であれば3期目というように、縛りとして文言を付け加え るとしたら「目安」ではなく「継続も可」みたいなものがあると逆にい いのかなとは思いますが。</p>
木澤委員:	<p>多くのところが1年とか2年で、「再任を妨げない」と書いてあると ころが多いです。1期4年で2期8年というのがどんな経緯でなったの かわからないので何とも言えませんが、やっぱり大事な席にいるという ことは重々感じます。そうすると、自分の意思をきちんと発しないとい けない場でもあるので、あんまり短いと何かわからないうちに終わって しまって、席を温めただけになってしまう。人となりを知ってもらうに もある程度時間がかかるので、あまり短期間でない方がいいと思いま す。8年が任期としていいかどうかは、まだ新人なので測りかねます。</p>
教育長:	<p>奥村委員は今2期8年をどのようにしたらいいと考えていますか。</p>
教育長職 務代理者:	<p>私は1期4年がいいかなと思います。この一つの理由としては、我々 教育委員は市長から任命を受け、議会が同意します。同意をされなかつ たら駄目ですし、皆さん個人個人の4年とか8年という時間の見方もあ ると思います。これもその時になってみないとやっぱりわからない部分 が正直あると思います。「再任を妨げない」となればもっと続けること もできますし、更にはもっとぴったりの人材がいて、この人にしたいと いうことも市長部局からあるかもしれません。もしくは、ご自身の都合 上1期で退任したいという理由が出ることもある。そういった部分も、 やはり個人の尊重を踏まえたら、最低限の1期4年という部分は妥当で はないかなと、ずっと入った時から思っていました。</p>
教育長:	<p>2期8年と書いてありますが、例えば、1期4年で辞めさせてくださ いと言われても、不可能ではありません。1期4年というのが書かれて 再任を妨げないのであれば、1期2期3期4期5期と、かつて私が事務 局にいたときは、何十年と続けている方がいらっしやっみたいで す。そういった委員の入れ替えによって組織の活性化を図っているとい う</p>

	<p>ことも含めて、多分これがなされたと思います。なかなか難しいですね、ここではちょっと結論が出ないと思います。賛否あると思います。これはここで決めることではなくて、最終的に市長がどう判断するかです。これは山田市長の下で定められた条例ですから、原市長がどうお感じになるかわかりませんが、皆さんそういうお考えを持っていらっしゃるということを申し添えてまた検討していただきたいと思います。</p> <p>2つ目の「教育長は、教育委員会の会議の主宰すること」について。</p>
教育長 職務代理人:	招集権が。教育長じゃないと定例教が開けないんです。
大黒課長:	職務代理だから大丈夫です。教育委員会は教育長が招集ですが、上位法の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条で職務代理についても謳ってあるので大丈夫です。
教育長 職務代理人:	そうですか。よかったです。手続き的に問題がなければこのままでいいと思います。
教育長:	皆さん意見をありがとうございました。 続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	<p>「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任の先生が気づかなかったのかというのが気になった。教室の中の安全性を確保することが、学級運営の第一優先であることが必要だ。先生はやめなさいというだけで何もしてくれない、この相談は学校に内緒にして欲しいというのは、先生との信頼性が薄いのか。これが5月、6月とかであればまだわかるが、半年過ぎたところでこういう内容が出てくるのは、やはり学級運営として先生の配慮が少し足りないのではないか。その辺りをもう少ししっかりしていただきたい。</li> </ul>
	<b>自由討議</b>
教育長:	自由討議に移ります。発言ありませんか。
事務局:	ありません。
	<b>その他</b>
教育長:	何かありますか。
事務局:	ありません。
	<b>閉会</b>
教育長:	これをもちまして、12月定例教育委員会を終了（11：24）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 1月19日（金）10時 301会議室